



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年5月16日（火） 第10100号

目次

ページ

告 示

○土壌汚染対策法による区域指定（環境保全課）	2
○解除予定保安林（森林保全課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	3
○道路の区域変更（同）	3
○道路の供用開始（同）	3
○道路の区域変更（同）	4
○道路の供用開始（同）	4
○道路の区域変更（同）	4
○同	5
○道路の供用開始（同）	5
○同	5
○同	6

教育委員会公告

○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（特別支援教育課）	6
---------------------------------	---

■ 告 示

◎群馬県告示第144号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和5年5月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 邑楽郡大泉町大字上小泉字万願寺347番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年5月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字岩下字寺入2178・2191・2193から2195まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字今井字カニカケ1061番地先から同郡同村大字三原字下滝1194番の1地先まで	前	29.6～53.2	37.7
			後	45.6～56.3	37.7

◎群馬県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字今井字カニカケ1061番地先から同郡同村大字三原字下滝1194番の1地先まで	令和5年5月16日

◎群馬県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋大間々桐生線	前橋市粕川町西田面206番の1地先から同市同206番の9地先まで	前	9.3～13.0	14.8
			後	10.9～13.0	14.8

◎群馬県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋大間々桐生線	前橋市粕川町西田面206番の1地先から同市同206番の9地先まで	令和5年5月16日

◎群馬県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋安中富岡線	前橋市大友町二丁目25番の11地先から同市大友町三丁目24番の8地先まで	前	20.1～43.8	151.7
			後	19.2～44.4	151.7

◎群馬県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋安中富岡線	前橋市大友町二丁目25番の10地先から同市大友町三丁目24番の8地先まで	令和5年5月16日

◎群馬県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋安中富岡線	高崎市箕郷町下芝字薬師578番の1地先から同市同字同554番の1地先まで	前	24.3～93.3	8.7
			後	24.3	8.7

◎群馬県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	高崎東吾妻線	高崎市箕郷町松之沢字黒岩671番の1地内	前	5.1～8.2	24.0
			後	5.1～14.9	27.9

◎群馬県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	高崎東吾妻線	高崎市箕郷町松之沢字黒岩671番の1地内	令和5年5月16日

◎群馬県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	館林藤岡線	邑楽郡板倉町大字除川字尾崎前1228番の1地先から同郡同町大字同字同1254番地先まで	令和5年5月16日

◎群馬県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	大笹北軽井沢線	吾妻郡嬭恋村大字鎌原字鬼の泉水1486番の85地先から同郡同村大字同字同1489番の20地先まで	令和5年5月16日

■ 教育委員会公告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達には、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年5月16日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

1 調達内容

- (1) 調達件名 特別支援教育就学奨励費システム導入及び保守運用業務委託
- (2) 調達件名の特質等 企画提案要領による。
- (3) 契約期間 本契約締結日から令和10年3月31日まで

2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年5月31日（水）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年6月14日（水）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局特別支援教育課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から選考審査会の日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 企画提案書等の提出期限時点から委託候補者を選定する日までの間において、県から指名停止を受けていない者であること。

- (6) 他に参加する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 本件と同種の業務について実績があること。
- (9) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局特別支援教育課企画係（糸井） 電話 027-226-4653（ダイヤルイン） 電子メール kitokubetsu@pref.gunma.lg.jp
- (2) 企画提案要領等の交付 令和5年5月25日（木）から同年6月7日（水）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 参加資格確認資料等の提出
 - ア 提出期限 令和5年6月7日（水）午後5時必着のこと。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
 - イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「特別支援教育就学奨励費システム参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。
- (4) 企画提案書等の提出
 - ア 提出期限 令和5年6月21日（水）午後5時必着のこと。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
 - イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「特別支援教育就学奨励費システム企画提案書在中」と朱書きすること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、企画提案要領による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIRATA Yumi, Superintendent of Education, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Construction and maintenance of special needs education incentive system
- (3) (A) Period of contract: From the day of commencement through 31 March 2028

- (B) Dates of issue for Project Proposal Guidelines: 25 May 2023, to 7 June
- (C) Deadline to submit application documents by registered mail or in person: 7 June 2023, 5:00 p.m.
- (D) Deadline to submit proposal documentation by registered mail or in person: 21 June 2023, 5:00 p.m.
- (4) Proposal submission contact information: Special Needs Education Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan 371-8570
TEL: 027-226-4653 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
